

人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース/制度整備助成） 支給申請 チェックリスト

※ 支給申請の提出先は、主たる事業所（本社等）を管轄するハローワークです。

事業主名： _____

R1.5 埼玉労働局

	ご提出いただく書類 (A4版での提出にご協力をお願いします) ・ 確認事項	事業所 チェック	HW チェック
1	人材確保等支援助成金（介護・保育労働者雇用管理制度助成コース/制度整備助成）支給申請書（様式第c-6号） <input type="checkbox"/> 提出期限内であるか。 ＊ 提出期限 ● 計画期間終了後2か月以内。 （例：計画期間が、平成30年8月1日～令和元年7月31日の場合は、令和元年8月1日～令和元年9月30日まで） <input type="checkbox"/> 事業主印等の押印・捺印、記入漏れはないか。 <input type="checkbox"/> ②(1)：計画期間は、計画書（様式第c-1号）に記入された期間（変更届が提出されている場合は変更届の期間）と同じであるか。 <input type="checkbox"/> ②(4)：賃金制度整備日は、新たに制度を定めた就業規則の施行年月日（＊）となっているか。 （＊）施行年月日が定められていない場合は、就業規則を労働基準監督署への届出日。		
2	事業所確認票（様式第c-2号）		
3	整備した賃金制度の概要票（様式c-6号別紙1）		
4	賃金制度を明示した労働協約・就業規則 <input type="checkbox"/> 制度に係る運用条件等について、就業規則や賃金規程とは別に定められている場合は、当該規程が確認できる書類があるか。 <input type="checkbox"/> 就業規則効力発生日が確認できるか。（例：就業規則の施行日、監督署への届出印のあるもの等） ＊常時10人未満の労働者を使用する事業主は、就業規則の監督署への届出不要。		
5	賃金制度の適用者名簿（様式第c-6号別紙2） <input type="checkbox"/> ③：「職種」には、対象労働者ごとの職種が記載されているか <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="background-color: #d4edda; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">介護</div> 訪問介護員、介護職員等 </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px; margin-top: 5px;"> <div style="background-color: #d1ecf1; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">保育</div> 訪問保育員、施設保育職員等 </div> <input type="checkbox"/> ⑦：「本人確認」には、対象労働者本人の署名・押印がされているか。		
6	対象労働者の賃金台帳等、賃金支払い状況が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 賃金制度整備日の1ヵ月前から賃金制度整備計画期間末日までのすべての月分が確認できるか		
7	対象労働者の出勤簿等、出勤状況が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 賃金制度整備日の1ヵ月前から賃金制度整備計画期間末日までのすべての月分が確認できるか		
8	対象労働者の労働条件通知書（写）または雇用契約書（写）		
9	賃金制度を実施したこと及びその内容、賃金制度の実施日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 企業内での周知書類、昇進・昇格に関する通知等		
10	支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）		

※審査の過程で上記以外に確認書類の提示・提出を依頼する場合がございますのでご協力をお願いします。

【留意事項】

～支給対象事業主について～

介護事業主

本助成の対象となる介護事業主は、以下の福祉サービス又は保健医療サービスの提供を業として行う事業主となります。他の事業と兼業していても差し支えありません。

介護保険法関連

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| 1. 訪問介護 | 22. 居宅介護支援 |
| 2. 訪問入浴介護 | 23. 介護福祉施設サービス |
| 3. 訪問看護、老人訪問看護
(高齢者の医療の確保に関する法律関連) | 24. 介護保健施設サービス |
| 4. 訪問リハビリテーション | 25. 介護医療院サービス |
| 5. 居宅療養管理指導 | 26. 介護予防訪問入浴介護 |
| 6. 通所介護 | 27. 介護予防訪問看護 |
| 7. 通所リハビリテーション | 28. 介護予防訪問リハビリテーション |
| 8. 短期入所生活介護 | 29. 介護予防居宅療養管理指導 |
| 9. 短期入所療養介護 | 30. 介護予防通所リハビリテーション |
| 10. 特定施設入居者生活介護 | 31. 介護予防短期入所生活介護 |
| 11. 福祉用具貸与 | 32. 介護予防短期入所療養介護 |
| 12. 特定福祉用具販売 | 33. 介護予防特定施設入居者生活介護 |
| 13. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 34. 介護予防福祉用具貸与 |
| 14. 夜間対応型訪問介護 | 35. 特定介護予防福祉用具販売 |
| 15. 地域密着型通所介護 | 36. 介護予防認知症対応型通所介護 |
| 16. 認知症対応型通所介護 | 37. 介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 17. 小規模多機能型居宅介護 | 38. 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 18. 認知症対応型共同生活介護 | 39. 介護予防支援 |
| 19. 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 40. 訪問型サービス |
| 20. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 41. 通所型サービス |
| 21. 複合型サービス | 42. その他生活支援サービス |
| | 43. 介護予防ケアマネジメント |

障害者総合支援法関連

- 44. 障害福祉サービス
- 45. 地域活動支援センターで行われる介護サービス等

児童福祉法関連

- 46. 障害児通所施設で行われる介護サービス
- 47. 障害児入所施設で行われる介護サービス

その他

- | | |
|--|------------------------------|
| 48. 救護施設で行われる介護サービス
(生活保護法関連) | 50. 居宅において行われる介護サービス |
| 49. 居宅生活支援施設および養護事業を行う施設で
行われる介護サービス
(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関連) | 51. 福祉用具販売 (12、35以外) |
| | 52. 移送 |
| | 53. 要介護者への食事の提供 (配食) |
| | 54. その他の福祉サービス
又は保健医療サービス |

- 2011年度で廃止とした介護療養施設サービスについては、2023年度末までの経過措置が終了するまでは引き続きその効力を有するとされています。

保育事業主

本助成の対象となる保育事業主は、以下に規定する業務を目的とする事業を行う事業主です。他の事業と兼業していても差し支えありません。

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 一時預かり事業 | 5. 事業所内保育事業 |
| 2. 家庭的保育事業 | 6. 病児保育事業 |
| 3. 小規模保育事業 | 7. 保育所 |
| 4. 居宅訪問型保育事業 | |